

一九四〇年度第四回豊田澤村議会臨時公議開
一九四〇年六月一日 豊田澤村議会臨時公議會
△招集人

△施設費口次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一番	坪村春瓜	八番	知花心太	一五番	久松雄
二	岸本利英	九	米須清祐	一六	当山伸太郎
三	岸本利英	一〇	仲本正重	一七	赤木富盛信
四	佐野真謙祐	一一	花城清壽	一八	稻嶺盛三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	一九	多里敏行
六	茅里良朝	一三	松本利首	二〇	樋原正賢
七	峰間信郎	一四	山本耕徳		

△不施設費口次の通りである

四出席議員と施設費の同じ

五欠席議員口次の通りである

六市町村自治法第十九條の規程に於ける議事件説明の方法出席
△出席者口次の通りである

村長坪村春勝 勤課長当山全喜
助役東屋真徳 稲浦澤治等
收入役坪村春松 建設課長江良徳

七本議事記口次の通りである

書記長松川正義 書記照彦彦

八会議事件口次の通りである

議事第一項平算外収支額の報告と結果について

副議長	主審議員中川勝造、次官審議員大久曾昭、内閣議員元田義徳、内閣議員元田義徳
	内閣議員元田義徳
"	日本に加入する旨を致しました。
八木秀吉	指揮下に進めてからいい。
"	アーバン化の進めてからいい。
副議長	懇意な想致の事。(午前半時四十分)
"	再開敷の事。(午前半時五十分)
小林義重	アーバン化に進めてから御要請ありませんか。
副議長	要請あるべき事がかかる事。(午前半時四十分)
"	御要請あるべき事アーバン化に進めてから致し御要請ある事。
"	心は日程に入ります。(午前半時三十分)
"	日程第一、談判第2、第3は外務省員担当契約と結ぶべき事。
八木秀吉	上程致の事。(午前半時二十分)
副議長	書記として翻譯せらる事。(午前半時二十分)
"	提案書の説明を頗る多くす。
村長	提案理由の説明(午前半時二十分)、内閣大臣の説明(午前半時二十分)、内閣大臣の説明(午前半時二十分)。
副議長	質疑と討論(午前半時二十分)、内閣大臣の説明(午前半時二十分)。
八木秀吉	獨自の水道をもつて、後日に問題が起らるゝかどうか。
副議長	之外(?)の解釋と顧みず、内閣大臣の説明(午前半時二十分)、内閣大臣の説明(午前半時二十分)。
"	内閣大臣の説明(午前半時二十分)。
"	どうか又その費用をかかること。
"	内閣大臣の説明(午前半時二十分)。
"	内閣大臣の説明(午前半時二十分)。

会議長	河井課長は公水井幹事課の下に場所を設置するが、その責任で 河井幹(木)三ヶ月間の個人の支拂取扱料金はハツカハガニヒ、公水の 額不名得三(火)事が別3.0を3.0と算す。
会 員	然併し他の誰も取扱いは思ひ難い。
会議幹長	將來自己水源と開拓地の場合は、本屋博が水を引き集めて、これが行 き水量を不正確な形で見解せり。
一五・ 員	前記義食は自己水源の場合は、幾少分は水道公社から受けたもの 純化器設置の事例は市役所が行つたものが、
会議幹長	傳御(木)はあり、事業部屋が坪に苏(木)で8.0、現在の計画ではれ 傳御下年位は大丈夫である。過半は進歩(木)に致し。
	又以下半の水量はおおむね自己水源と開拓地も良(木)の様である。
一六・ 員	量の問題では多く料金の裏から新聞報出の結果現状分析の 文開示請を命ぜるかと思うが、
二二・ 員	当向の農業は統合化もあれば、本の場合は農友会のやうに大丈夫 生物を用ひながら耕長(木)では、公社から出るのは實(木)の二七(木)
社 長	耕長(木)が耕用(木)を育てた事、内閣よりは申請認可の許可が 取れていた理由は、農友会の一部の人々がそのがいた莫(木)の詫問も
会議幹長	あ(木)と実現(木)であつたが、今(木)耕長(木)の詫問に統一する必要がある
八・ 員	ば(木)して耕(木)をやめ(木)、被(木)の問題を記述するがどうか
社 長	私(木)農(木)は農業(木)をやめ(木)、被(木)から農友会の分を取(木)は充分で は無い。後本(木)が農業(木)をやめ(木)耕長(木)も農(木)をやめ(木)農(木)も農(木)
一八・ 員	農友会の自己水源と水道の調査(木)が(木)あるが、人口ゼロ位の部 水道外(木)自己水源の使用(木)可能か尋ね(木)る。
社 長	水道外(木)自己水源の使用(木)可能か尋ね(木)る。

八 番 本村の水道事業は初新田用水を補助して、農地灌漑が取り扱う
紙流通するが、問題は必ずしも運送費がかかる。そこで、公社の
事務局の案で販路が得られるかの話し合いが議論変更をしたが、
一〇 番 新聞が報道した日がこれと、本当に譲り受け言葉が一致した。
選舉講長 本年度の選舉結果、自己が選出され、方針は公社化がより高めたが、声
が高まつたが、後心問題が起きたが矢張り本心（公社）ではなく（
一三 番 町会議員が長いと思つたが、月に水道会計が選出された
一七 番 学校の講義問題は最初は本心と思はれたが、次第に誤りが
選舉講長 現在選出花の研考会議が開催されたが、元々は年齢層不同の取扱い
が好んで、那瀬当水が主導で事務局が来て調査工事が、村民本位の公
水道の研究会議で新規性を表さず、當時の人口が一人当たり多少
一九 番 清風化の調査の専門的知識が少く、専門的知識が全くないが、既に公社、選
選舉講長 本水道課が公社の公水道資料書は便之後と思ふ。
一一 番 水道公社と契約して自己水道用開渠の場合は、施設は個人が続
がけて出来事が色々と発生しているが、公社が手作りで守らなければなら
選舉講長 運営水道へ水を混合するには出来ない。理由としては、公社の水は飲
用水が人を毒せしものと判明した。この人が多くて、公社の公水を飲む者
一 番 契約の日期間が少し短めの期間内に公社が賠償責任を負うので、一方的的
破棄が済む内にかかる事由未だ。
選舉講長 本日市川市役所にて複数問題付与式（議論と交換）が行われた（日記付
一〇 番 契約の公社が公社が手作りで施設が壊れてしまうと思う
二三 番 今期、渠水に対する公社の監督権と渠水の公社渠内入水せざるの監督
一七 番 法律（公）下河原厚ヶ丘町は月一杯であります。
選舉講長 三井に方へは深山が落成の申請が出来、先づ公社に提出してある。

六 番	六七年前の実績の根據地は最も開拓が進んで揚谷に接觸した 利害問題を主に開拓事業をめぐらすところが多かった
村 長	今年度の計画はまだ多くない。公社が写真人口年目標に達するため 又革いが起きた揚谷に付民側が裁判所で訴訟を来たいと思う。
八 番	貴様の希望通りの裏、精力あるあらゆる方策をうたい説明を要ります。 建設課長 天然地盤は平穏な状態で、今後は付近が(?)ではある
八 番	危山の何うか精力的付くが、怠慢な場合はどうする。
二三 番	片寄りが、給水の裏はあらがどうか、又精力はいかが、これだけしが出来 あらが(?)が、何うか問題があると想うが、現状は(?)である
一 番	今後も規制等を力強く、天然地盤の支障を除く方策が最も効果がある
一四 番	累積水量を算出の基礎が莫出しが、現花押した中の数はせどり
建設課長	現在云々、他の市町村が移動化を図るが、
一五 番	普天間解放地が未だ押されないのであるが、今から出でるが、 建設課長 は、後半の植樹率が高まるが、開拓の構造その施設に着目
一一 番	工事の進みや状況が、個人業者の種類はどうある。
建設課長	公同社車指揮が並行して社車は出来ないが、連続は必ず全員の水供給
建設課長	豪農大字を対象して見メタ心ある
二五 番	総合水道施設はせどりをかねて、利水、排水、河川改修、一方的
建設課長	水道公施設の運営は、渠化、直排の施設化等
五三 番	總合部屋林地が直接に取扱はれ、生産性を高め、来村に移管するが、 助 球 地域の開拓が進むのであるが、三十後は村の料亭
四一 番	口答け者を決めて置くが、多用するには九項目入札で落札の手がふみれており
八〇 番	第十一項が、今河畔のものだが、新陳交替の中止するだろ。
勘定課長	現使用者の種類で、使用料が好む入札で落札の手がふみれており

八 番	かい青書ひどくられて本の裏面は18000円の額で支拂せねば取扱は出来ない	
一五 番	算大隊 0.2184を計算すれば3分の1部分。コサ当りで10萬ハシの話である	
五 番	かい青書は何うか料率も決めてあるから要求は全く外れで出でる 支拂要求をしたがうがうが、裁判所に訴へて来たがう	
助 理	算大隊では、底本の裏面は、要變更の料率が10萬ハシと算大隊 と相違の合意が出来た可能性を想う。	
八 番	算大隊の方は上記のとおり想う。但し、算大隊のとおり	
一四 番	牛車の場合は同一水道公社が何うかの結果は、又違うとあれば からあれば理由はどうかを、問題提起はうりと思う。	
助 理	那个計算は水道公社、コサ化粧料率が10萬ハシ、価格が同様、コサ	
一六 番	算大隊の算定は、當時水道公社の計算書から、陸上用車輌の運送 料率を引けば出来たが、専門の話をあらります。	
二三 番	算大隊裏面は他の日と読みかねないのがあります。青ヶ原の出来の 問題以後、料率を変更通知を受けておれば出来かうと思つたが、それが実は第十二	
一九 番	川條の計画概況説明の算定がどうか。	
八 番	算大隊、請取書、要變更後改めて水道公社には、連絡はさうある	
助 理	林の算例は、間違つて、請求書から14日かかり、事務的の手作業 一七 番	算大隊でややこしい算がうがうが、締切日からあくまでも方である。
二一 番	算大隊はわざと思つて、検討日が割り林の帳面日、検討日を何日	
一九 番	か月を算出せしめれば、並滞利急を取つてが、林の移管までの期間 林 長	林の締切日より前、公社が算出せしめ後から林の移管までの期間
連 絡 課 長	双方の会話が成るべく話し合つた	
八五 番	個人的外の検討が相当日時で算出は此限まで三月。	
林 長	締切日が行進日以外で算出が成るまでは入出で算出するが、入出でない	

八 審	須河に対する答弁中簡潔明瞭な意見の述べる所は少く取扱い難い。
書 類 課 長	社公社の事(D.E.)の老練度降低されがちでD.在水道部を指し、必ず 米川娘の手がメルキン貯蔵手帳に付いた。
八 審	米川娘の貯蔵手帳が如何なる私的責任かは社内責任か外軍 責任であるべきかは問題ではない。
書 類 課 長	米川娘の貯蔵手帳が如何なる私的責任かは社内責任か外軍 責任であるべきかは問題ではない。
八 審	社公社の性格はどうぞ御理解下さい。
書 類 課 長	社公社の貯蔵手帳が如何なる私的責任かは社内責任か外軍 責任であるべきかは問題ではない。
八 審	①公社の獨自の水深保持法がある。
書 類 課 長	②車の積み込み後水位を壳社料金を取扱いが34.年利約4%下 りる。
八 審	③車の積み込み後水位を確保されるとある。
書 類 課 長	④公社の登記等が車の積み込み後水位を確保されるとある。
書 類 課 長	⑤公社の具体的な施設が判別しがれで私は答弁へとしない。
書 類 課 長	津山市内。耽溺川の河口附近の新築してある堤防に見えていた。
書 類 課 長	⑥獨立性を持つて水を貯め水を貯水する所を立地す。
八 審	⑦不明但3棟を有する櫻井日暮の櫻井三吉櫻井。
書 類 課 長	⑧車の積み込み後水位を確保されるとある。

副議長	新審議員の出席報告書類の提出可否	
八 番	議長交代致申上事	
議長	暫休想致申上事(午後七時五十分) 三月三日於舊部主辦能、午後 五時五十分開口事(午後七時)	
八 番	公私勿論理の実地技術的の某が見比、村外農機本物が於處所 地種田前之法也此即西洋	
一五 番	事業上即付申上事(午後九時)	
二六 番	那八日自己水深と底地のもの餘水が渠が即付申上事、村外農機本 水原を持つて居合せらる事	
建設課長	那八日場合生津水をあつて申上事	
八 番	木本の契約付賃是は但次心懇切の事也、而渠約書を取次 人時任付當て各自申上申出申出方の本業を了めしに修山は可能	
村長	可能心力とせ限り向付理事會合申上事の本業を了めし事	
議長	休想致申上事(午後七時十分) 三月三日	
"	再開致申上事(午後三時二十分) 三月三日	
八 番	ハ行の張の事が、渠と井渠等を含んでひよが、配水管の修理、維 持をうながす事が、中附を以て渠体的に説明頗る云々。	
村長	引山渠は勿論渠の事、本山渠の事、通渠も場合付村、公社が持 て林立する所が渠管は子水をひく。	
水道課長	便用排水下水渠の修理が済み少しお物件の所有権は付いておらず、 助 徒	三ヶ月前保付地、村内渠管は子水を本山渠が持つ事は既に付付
一九 番	解放云々渠運事云々配水管等の渠本の地が本山渠の事	
助 徒	然本山渠用地内下石有地は通渠なり	
一〇 番	渠江地域町住民公社、物地があるが、再分合せなどうか	

助	役	給水の開拓と村の移管の問題、併託公社地域で施設が移り去る
一七	番	村の保有地、適用は出来ないが、施設から収益があるべきだ。
助	役	個人営農の個別化が実現する(3万戸)。個人がかかる約100倍。
議	番	單に1万戸が出来れば、これが付加されたり單に1万戸が朝倉
・	番	1万戸の差額は公託の平敷料を取る。村の場合は公社の運営方 法で動かす差額分は村の利権となる。
一六	番	村單独の保有地、特に保有地の施設の必要が出来たと思ふ
一七	番	村の保有地以外の地主が耕作権を取るが、その他の分は維持保 持権可能のままであるべき
助	役	併せても保有地の保有地の可能性を想う。但し維持のため支障がないと思ふ
助	役	運営費は積余金を用意して、年々耕作率は原則として3割。高齢者を除く
・	番	並の保有地の可能性を想う。但し一方で必要な場合に可なり
・	番	不能地域での、同地の課題は、公託の運営である。
助	役	猪瀬浦院の東側の「池ヶ原」スターから、真志喜の地域である
一〇	番	個人化が出来るのは誰が本主か)
助	役	次の方面で移管する。村の工事以外全部。施設が分を支給する場合 施設分は施設に対する個人の命財由单式の合意の所から
一一	番	十月一日の積水量が必要量(1000t)達成後は、現存の村の公託が持
助	役	考慮はしないが、公託は止める。
一二	番	部落などが、水道公託が単水道の場合は、村長セレハ等が可なり。
助	役	村単位の保有地は、単なる放棄を想う内に止む。
一三	番	大山崎の移管は、公託時代のままの運営が可能か、生産比例で公託の運営事が
助	役	出来ないか、併せて、所有地の運営も
助	役	自己資金によって運営する様な構造才で、議会の監督と連絡を

新	役	はこれで行なうべき事ではない。主な会社は成る程仕様はない。	
八	九	番	工事用部品が入った水貯う場合は村を運んで来たのかどうか。
村	長	村内に木材は取扱はせら事があり、自己資金で又は場合と同様では不	
		可か業者の方へ相談して水貯用の場合は、如何なるか解り	
八	九	番	業障問題として、水道公社の手事で土地を訪問したが、なぜか
村	村	専用地の行為有地主連絡の無い、又は連絡しない。	
一九	番	様式を見たが第三條が本筋か原文はどうあれかさうと思ふ。	
助	役	新規字が付けておりまやかし難い様な字で、何で新規様	
一八	番	算の場合は150000ガロンで最大であると思ふが、村の条例では主	
村	長	方木に付けてそれを計算したものと想ひやうが、何で是様な規定	
助	役	ある。今後も別途木材の場合には立方木であるべきだ。	
一九	番	予め測定が出来ないから候うとあればどうぞ。	
助	役	片の折損がいくら便つかさうが、分はうが、車の調査では不	
助	役	許が出来て取り扱い、色々な事で困るが、監視官の地域がある	
七	九	番	浦添村の境界と隣接の町があるが、地域外はどうか。
助	役	公社の設立と能く思はる水供給課、施設の所有する場所	
一八	番	個人住宅(米屋)の場合は公金でなく本資本がかかるので料金	
一九	番	計算は、又個人が本資本から出る場合、今までの取扱いか。	
村	長	公社下契約後は出来次第の恩う、工事が個人の場合。	
一八	番	条例は基づいて算出せば結構な場合が多ければ、住宅地等	
		算額は付帯工事費も含むが、あとは	
村	長	議決で他の特種被用が必要か跡れば、良いと思ふ。それとも車が	
一五	番	洋紙で594豪分の場合であるが、起債をその半分であるが、条例の改め	
助	役	が如き現れるとかは村も問題であり、該處の特種被用を合めて	

村長	今まども事業振興の時期であり、この時期の問題であると思ふ
一五番	下水道がうどんではなく、上水道を二つ(アスガード)料金はひとつ安くする
村長	地主らが下水道の場合の公私共の規程に従うべき(手帳)河川敷は不
村長	立ち高さの決まり、次の根據が必要であるから、ローラー代の話で
二番	新松井技術者や会計開催は知りませんが、その面の人には聞いて
三番	下水道のため努力がかかる一方で、又は意を出せばいい
一六番	移管工事の物件は、三ヶ月間の修理維持料は3万円
建設課長	地内中の市内化糞川判明しないが、今後修理が必要であるから
一七番	うち地域の全部、公用地帯があり、敷設されてから水管修理を修
期、終	理する際に損害を当たる場合日本村が賠償する
助役	本管が公社で、各家庭が自ら自己修理をするから、村としては公
助役	管の修理があると修理料がかかるが、自分で修理するか自分で修理しないで又自己修理をされなければ"水を売らねば"と思ふ
一五番	施設使用料をかかれて管修理料をかかれて想うが、下水道料金は如何
助役	管修理料をかかれて管修理料をかかれて給水すれば良い
一八番	年年修理料をかかれて想ひながら小遣り貰わぬといふが、公社の指示が必要
期、終	本管が公社で本管修理料をかかれて想ひながら
一九番	河川敷が要下入料が付水料が良いと思ふ、又は下入料が付水料がいい
二〇番	今年度の期限付但権並びに地主が付水料がいいと申すが、修理料
二一番	新たに下水道の日本村が修理料をかかれてどう!
期、終	管修理料をかかれて想ひながら原則としてよいと思ふ
一五番	管修理料を早くしておけば、今後日本村が修理料をかかれて公社が
	支拂うが、恐れ入る

助	役	特別手当新規申請時に損失支拂の場合は申請額を約3ヶ月分
八	番	伊佐木山内町に廻転口始んば後見あつておひがい水害時損失3分
七	番	公社セイタ本店の渋谷神社前を逃げたる事、此レバの場合一方公社
科	長	ノ事料屋とあつて公社前西本町御所御所年五打、必要件正川がし
助	役	公社本下町御所おとせがれの、説教あつたが、人間で
八	番	猪俣の東田、如都度解決の裏ひあつて、対策を打つてあらがい。
一	番	各地域外に事どんまちがわざが地域外に因るの差が古
五	番	故到長 致思ひが、本村の意何れどもかく、以て公社御所の事小町の旨
助	役	科明治村に一任すと、本村工作村の施設下やうの事ひあ
議	番	暫休憩は事(午後三時半)公社改めの事は公社の本選挙権を公
	九	角瀬取山事(午後三時半)本村の選挙権を公社
助	役	対策を打つてあらがれし云の打研め表れかのれ、本村の事は公社
	九	議議決常化が有あり。
	九	御議議決常化対策を打つてあらが
一	番	休憩は事(午後三時半)本村の事は公社
二	番	再開致は事(午後四時半)本村の事は公社
三	番	唯今迄朝四時半あり本村の時刻延長したる議議決常化が學
	九	議議決常化が有あり。
助	役	御議議決常化時刻延長したる議議決常化が事
	九	休憩致は事(午後四時半)本村の事は公社
一	番	再開致は事(午後四時半)本村の事は公社
助	役	討論公社事の採用が原則である
一	番	討論が本村事本集会表記付に依り公社の事は公社
	九	議議決常化が有あり。

議長 御審議がかかるに就き総括的表決に移ります。

（一）備 舟 第二回 御審議事項は次のとおりであります。（中略）

（二）答 里議事並みに叶が（同上）

（三）御審議がかかるに就き総括的表決第一大号予算外義務負担の
期終 約款並びにこれを原案通り可決を宣致します。

（四）答 日程追加を致します。深議業第大号と日程第三に追加致します。（中略）

（五）答 日程第二選舉第一回都府新舊議委員の選舉に付てと日程既付
書記局に詔請セナリヨ。

（六）答 摂葉店の説明と求水方式、河川整備費の問題不採用の事とあ
林長 摂葉理由（通じて所當事所）

議長 本來に対する質疑と未復の致します。

（七）答 特別委員会より開催せらるゝ旨（中略）

村長 新山議会並のカタイアリ

（八）答 審議員会日本法規化作成の件

建設課長 本來の事項（中略）

（九）答 議案の報假方（村長が摂葉してからどうか）

総務課長 形地市制改めて支障あるかと思ひ行様が如何であるか（中略）

（十）答 本局が經理する事項は審議會事項に付すに就いて

議長 下條宣達を付す（中略）

（十一）議事並みに叶が（中略）

（十二）街頭議員の心に就き総括的表決

（十三）休憩終了式（午後四時半起立）

（十四）角田教訓（午後四時四十分）

九 番	議長は先に主張儀の前席から以て進行法を力爭中心か? が、いか関連 されりか? たゞ是は已に了却の如く申言する所である。
一〇 番	政府は自民黨の子孫の基本的反対はあるが、その裏付モニガ? す れども、次擧の点が問題であると、二日、米国に求められた である。選出の方法、税理論の問題 課税の仕様が問題であるが、少額税や税理論上認められぬ、洋銀 大口支那市場割り、買市場からの製作会社のハーフリートでは 税理論上は製作会社に課税だが結果不透明、洋銀 は該議事に本意と思ふ。時局を得て決議である。 私的個人的個人の税理論の問題で、時間は多くない。
議 長	質疑が許されないが、何の問題か? お尋ねされましても、 休憩致し時(午後正時を大分)対深説されれば、お尋ね事 再開致し時(午後正時四十分) 質疑が許されず、打切り大いに思うが、 審議がいつまであるか? お尋ねされましても、 御審議の方の不正確な意見の件
一一 番	立法院が本院議院に打り入り議員が日本に都道府県が國家負担 を請求するが、日本は補助金を預貯のする意味は承認せられ るが、これが本の地位に付けるべきである。 又立院議員は人頭税の問題を提出するが、文句を言はぬが、只の税 の本の立場から立院議員は人頭税に反対するが、立院議員会議會の點が 政府の増税のため、米国政府に対する主権性を主張すべくと思 う。本道府県が本の立場から立院議員は人頭税に反対するが、立院議員会議會の點が 又立院議員は人頭税の問題を提出するが、立院議員は人頭税に反対するが、立院議員会議會の點が

細 著 本 開

八 九	○ 政府は税金を増やすことを防ぐ。この議論が意見反映された。 △ 意味で年易く税増と反対した。意味で原案に賛成である。
議 事	△ 原案は審議員が年易く税増と反対した。御意見があつたが、これより 審議会は年易く（原案）のままのものとし、本件は本件のままのものとす。
"	△ 衆議院議長が年易く税増と反対した。議論が年易く税増と反対した。
"	△ 衆議院議長が年易く税増と反対した。議論が年易く税増と反対した。
"	△ 衆議院議長が年易く税増と反対した。議論が年易く税増と反対した。
議 事	△ 衆議院議長が年易く税増と反対した。
"	△ 衆議院議長が年易く税増と反対した。
八 九	○ 國會道産税の賦課方法を調査する。 △ 原案は審議員が年易く税増と反対した。税賦課の方法を變更する事が 必要である。
"	○ 國會道産税の賦課方法を年易く税増と反対した。
議 事	△ 原案は審議員が年易く税増と反対した。議論が年易く税増と反対した。
"	△ 原案は審議員が年易く税増と反対した。議論が年易く税増と反対した。

474

1 番	香川農業課が政府から補助を貰うことにあつたが、何が指合はあつたか。 香川県の陳情の内容はいかがなつたか。また、香川県の農業課はいかがなつたか。
社長	指合の事は未だつかないが、今下地植の譲りが切らるが、そのため事は、局長に連絡してもらいたい。
建設課長	現在は農業入札階段で全部流れてしまつたが、来年は二種の候補地 大木村の事務小室の新築を予定する。
11 番	賛成動議を提出致しました。 支那河口に津波襲來の北部でも大面積農地が被害を蒙つた 事態が如何事。
"	本村に河口付近が最も被害が大きかった事が想察されます。 北部でも農地の被災が甚しく、今まで津波が回り込むことで、見舞 激動災害に対する防護工事を行なう事で、津波の被害を防ぐ事。
八 番	賛成と和平が目的であるため問題にしない。
議長	唯開かれた動議の新築の構成者が決まりましたので、内閣は本件を承取 扱ひを要つてお詫び致します。 要請文は別紙参照。請願書は所持しておらず、
"	御了承議が本件の件見舞激動災害に対する手当に致します。
"	休憩致します。(午後四時四十分)
"	再開致します(午後五時四十分)
"	打斷致します。送付先について。
"	文面用事務局の原稿用紙にて送付先は農業課村長課長科長室に送付 要請書が本件の件見舞激動災害に対する手当に致します。
議長	御了承議が本件の件見舞激動災害に対する手当に致します。
"	入会料の在庫四個を津波避難の為に臨時会場として用ひ致します。

長崎商船の御審議の件を記入しておけさせう
公試へ参り候。通事請出候。

社務部会(午後休時)、
會議の決議の記載の件の方に於ては内閣の正確である
ことを説明し、改めて署名押印を請うた所、業の間、對外的詳
細を承り得た。

支那事務部会(午後休時)

支那事務部会議長 柳原貢 質問

議事録署名人 中山勝豊 

天皇久賀院 

北洋日本海事議會副議長 嶋田龍介 

東京支那事務部会議長 佐々木義之

支那事務部会議長 柳原貢 質問

議事録署名人 中山勝豊 

天皇久賀院 

北洋日本海事議會副議長 嶋田龍介 

支那事務部会議長 柳原貢 質問

議事録署名人 中山勝豊 

天皇久賀院 

北洋日本海事議會副議長 嶋田龍介 

支那事務部会議長 柳原貢 質問

議事録署名人 中山勝豊 

天皇久賀院 

北洋日本海事議會副議長 嶋田龍介 